

京都市立芸術大学移転整備基本計画策定業務等に係る業務委託に関する提案募集に対する質疑及び回答

京都市行財政局総務部総務課

受理日：平成27年5月11日

回答日：平成27年5月13日

1 各様式について

(1) 第4号様式 業務従事者配置調書について

Q1 協力事務所またはコンソーシアムの構成企業の社員を業務責任者とすることは認められるのでしょうか。

A1 コンソーシアムの構成企業の社員については認められますが、協力事務所の社員については認められません。

Q2 業務責任者の業務実績は、第3号様式に記載の業務のみが評価の対象となるのでしょうか？或いは、第3号様式に記載の業務を必ず1つ以上は含むものとして、それ以外の同種・類似業務の実績についても評価対象となるのでしょうか？

A1 第3号様式に記載の業務以外の同種・類似業務の実績についても評価対象となります。

以上